

e スポーツを活用した介護予防及び多世代交流事業委託仕様書

1 事業の概要

(1) 件名

e スポーツを活用した介護予防及び多世代交流事業

(2) 目的

高齢者社会対策大綱に掲げる「健康づくりの総合的推進」に向けた健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを通じた健康づくり・スポーツ活動や「社会参加活動の推進」を踏まえ、年齢や心身機能による影響がリアルスポーツより少なく、誰もが活躍でき、幅広い世代と交流できる可能性を秘めた「e スポーツ」を活用した事業を行うことで、高齢者の外出及び社会参画機会の拡大による心身の健康づくりと、若者も含めた多世代での交流機会の創出を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 三条市内各自治会などへの「e スポーツ体験会」の実施

三条市内の各自治会の公民館等（6会場を予定）で、1回あたり10名前後の参加者を対象に、「e スポーツ体験会」を実施する。運営にあたり、三条市立大学の学生ボランティアと協働で事業を行うため、学生へのレクチャーも事前に行う。

(2) 一般高齢者向けの「e スポーツ体験会」の実施

(1)の体験会の内容を、誰もが参加できるイベントとして実施する。運営にあたり、三条市立大学の学生ボランティアと協働で事業を行う。（年間2回程度）

(3) 高齢者と学生による「多世代e スポーツ大会」の実施

高齢者と学生がチームを組み、「e スポーツ」の対決方式の大会を行う。（年間1回程度）

(4) その他、本事業を遂行するために必要な事項を本市と協議の上、実施する。

3 納品物

(1) 納品物の一覧

ア 事業実施報告書（各実施事業毎）

イ アンケート結果報告書

ウ その他、本市と受託者の打合せにより必要と認められるもの。

(2) 納品方法

電子データと紙媒体1部を提出すること。

なお、電子データはCD-R等により納品すること。

4 法令等の遵守

事業の実施に当たり、労働基準法を始め関係法規を遵守すること。

5 その他

(1) 再委託先に対する責任

ア 本事業の委託契約部分に係る事業の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。

イ 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

(2) 秘密保護

ア 個人情報、秘密と指定した事項及び事業の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。事業委託期間終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(3) 留意事項

ア 本事業に係る成果品の引き渡し後 1 年間以内に発見された契約不適合については、受託者がその契約不適合の補修を行うこと。

イ 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

ウ 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、本市と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。

6 危機管理

(1) 本事業の実施に当たっては、様々な障害、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、また事業の遂行が困難となった場合、本市と受託者で速やかに協議し、対応策を講じて解決すること。

(2) 事故等が発生した場合は、速やかに事故報告書を提出すること。